

告 示

埼玉県告示第六百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

令和五年五月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

大和ハウス工業株式会社

二 事業施行期間

令和元年六月七日から令和五年六月三十日まで

三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字横町、字沖野山、字沖後及び字備中岐の各一部、大字国納字横町及び字八河内の各一部

四 土地区画整理事業の名称

幸手都市計画事業宮代和戸横町地区土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

令和元年六月七日

六 終了の認可の年月日

令和五年五月十九日